

〔三條教則〕 関係資料（十）

本号は

- 『彝教大意』 野口物治 (明治六年)
- 『三条私解』 原 馨 (明治六年初冬)
- 『説教之一端』 安江 静 (明治六年十一月)
- 『教則三条教義弁』 不破祐善 (明治六年十二月)

の四点を収める。

解題

『彝教大意』野口物治（明治六年）

本書は、版本、一冊、和装袋系綴である。表紙に「彝教大意 全」があり、扉に「明治六癸酉年發行 官許 彝教大意 全 野口先生著述 蟻堂藏板」とある。最初に、藤原之清の「序」（一丁）があり、そのあと、本文十八丁（衍義項目の内訳は、「國体」が九丁、「敬神」が五丁、「人道」が四丁）が続き、末尾に「壳弘所書肆 東京神田柳町川越松治郎」とある。全十九丁。

著述者である野口惣治の経歴等については、これを詳かにしない。また藤原之清の序文に「六月」と記していることから、版行の時期もおよそこの頃であつたと思われる。

内容的には、純粹な意味での衍義書とは言いにくい面もあるが、衍義書は必ずしも字義字句の説明だけとはかぎらないので、本書の場合も神代卷を中心に、恒例祭祀などについても説明を加えながら、我が国の成り立ちや、国がらを説き起こすという視点で衍義がなされている。神道人の三条教則衍義書には、このような傾向がわりに多いようである。

なお、翻刻については國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依った。

『三条私解』原馨（明治六年初冬）

本書は、写本、一冊、和装袋仮系綴、縦二四・四糢、横一六・七糢である。表紙に「三条私解」とあり、末尾に「明治六年癸酉初冬駿河□□處士嵇山原馨敬識」とある。

著述者の原馨なる人物の経歴等については、これを明らかにしないが、駿河国の住人、官途にはつかない人物で、

号を嵇山と称していたようである。

内容は、衍義項目の「敬神私解」（二丁）、「愛国私解」（二丁）、「天理人道私解」（三丁）、「奉戴遵朝旨私解」（三丁）の合計十丁より成る。すべて白文でかなり虫喰もみられる。

分量的には左程長いものではないが、数多い三条教則衍義書のなかで、白文（閲読の便）を考慮して少々句点を挿入したのみをもって書かれたものはほとんど見あたらない。その意味で、本書は記述体裁の面では珍しいものである。なお、翻刻収載については國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依った。

『説教之一端』安江 静（明治六年十一月）

本書は、版本、一冊、和装袋系綴、縦一六・五糸、横一一・一糸である。表紙題簽に「説教之一端 全」とあり、「自序」二丁、ついで、本文十二丁（衍義項目の内訳は第一条が五丁、第二条が二丁、第三条が五丁）と続く。本文末尾に「稻荷神社主典 兼權少講義 桑田孝恒敬校」とあり、巻末に「明治六年十一月新刻 稲荷大社藏版 京師 製本 所 菩廻舍池邨氏」とある。全十四丁。

著述者は、伏見稻荷として知られる京都の伏見稻荷大社の大宮司であり、教導職大講義であつた安江静である。校閲は權少講義の桑田孝恒による。

内容的には、取り立てて言うほどの特徴とすべきものではなく、当時の神道人としてはごく一般的な解釈、記述となつてゐる。たとえば、冒頭に造化三神の「無始より天地を鎔造」したとする記述があるが、これは田中頼庸の『三条演義』（明治六年四月、本紀要第十八号に収載済）の字句表現をそのまま受けたものである。

ただ、安江静は本書以外にも『説教目的』（明治七年一月）、『説教十七題論』（明治七年八月）、『説教十一題論』（明治七年十一月）など、三条教則に付随する「兼題」に関する著述があり、また、写本には『大祓詞略解』（大正六

年八月) 一帖など、明治期の神道界では著述の面においても活躍した一人であった。

なお、翻刻収載については、無窮会「神習文庫」所蔵本を使用した。

『教則三条教義弁』不破祐善（明治六年十二月）

本書は、版本、一冊、和装袋系綴、縦二三・七釐、横一七・八釐である。表紙題簽に「教則三条教義弁 全」とあり、扉に「明治六年十二月 少講義不破祐善 述 全一冊 説教教義弁 一書樓發行」とある。ついで、序に替わるかたちで「三条略解」（二丁）があり、本文に入つて「教義幼告十条」（四丁）、「教義三章弁」（十三丁）と続く。末尾に「紀元一千五百三十三年十二月 官許 説教書籍類製本所 寺町通三条下ル町 京都書林 神先宗八發行」とある。全十九丁。

著述者の不破祐善については、記述内容からみて仏僧であることと言うまでもないが、詳細な経歴については、これを詳かにしない。しかし、本文中、たとえば「人ヲ離レテ仏モ莫シ。神モ莫シ。……自身神也、仏ナリト悟ラハ一切唯造心今日士農工商ノ業モ、是心是仏、是心作仏ニ非スヤ。」とある表現の仕方などは、あきらかに禅宗臭が感ぜられ、さらに百丈懷海や馬祖道一（いずれも中国唐代の禪僧）の語を引いている点からみれば、不破祐善が禪僧であったことは間違いないであろう。

内容は、最初に明治五年十月、大教院が三条教則に関するごく簡単な解説文として出した「三条略解」（本紀要）第十九号に収載済）を掲げたあと、祐善述の「教義幼告十条」と「教義三章弁」の二部より成る。「教義幼告十条」は、説教者的心がまえから実際の説教時における具体的な注意点について、これを十ヶ条に分かつて列挙したものである。したがつて、これは衍義部分ではないが、関連性および他書にはこのような記述内容はほとんどない、という二つの理由により、この箇所も収載した。

次に「教義三章弁」は、「人道」や「皇上奉戴」等の意味や理解把握の仕方について、口語調で記したものであるが、全体を通じて仏教的色彩を濃厚に表出している点が特徴である。「三条教則」は神道的口吻を余儀無くされたもの、と仏教界では昔から言われ、今日の近代仏教史学の立場でも、おおよそこの見方は変わっていないが、筆者（三宅）は必ずしもそうとは言い切れない、ということを以前から主張してきた。本書を閲読すれば、それが首肯されることであろう。

なお、翻刻については國學院大學「河野省二博士記念文庫」所蔵本に依った。

（三宅）

凡例

凡例については前号にしたがつた。

資料

『蠱教大意』 野口惣治 (明治六年)

蠱教大意

序

神州は惟神の道とて、神の道のまゝにして、自ら神の道は伝われるなれば、一毫も曖昧なる憶度をもつて造作せらる道には非す。事につき、物によりてしり得へきは已然の大道なり。然りといへとも、教へ導の道なれば人倫の彝の教も踏違へむことを憂ひ給ひて、忝けなくも教導職を設けられ、専ら詔文に従事して説き教へ給ふ。その深慮の高大なる事、海嶽も比すべくにあらす。なむそ賤氏の啄を容んも憚りたき事ながら、千百世の深思の万一に報ひ奉り、朋友にも示し、子弟をも諭さんものと、雄々しくも記し侍りぬ

明治六癸酉六月

果亭藤原之清

国体

夫神州は天地開闢せしより以来、天津日嗣無窮に伝へ

て、一姓綿々として庶民の天と仰ぎ奉る所の皇統かわらせ給はず。是其天とする所の大なること宇内に比類なし。今この万民天地の間に双びなき貴き国に生れながら、吾國体を知らざるへけむや。國の体といふは、人の身に五体あるがごとし。我国の体を知らざるは、己が身に五体あるを知らざるが如し。是によりて、むかし北畠准后、世の乱を歎き、神皇正統記(日本書記によりて記されし故古書記と大に違へり。その違へる處はいさゝか注し給ぬ)を著して皇統の正しき事を論ず。其略に曰く、大日本は神國なり。天祖初て基をひらき、日神永く統を伝へ給ふ。我朝のみ此事あり。余国にはそのたくひなし。此ゆへに神國といふなり。神代には豊芦原の千五百秋の瑞穂の国と云。天地開闢の初めよりこの名あり。又は大八洲の國といふ。また耶麻土と云。是は大八洲の中津國の名なり。中州たりし上に、神武天皇より代々の皇都なり。依て其名を取て余の七州をも總て耶麻土といふなるへし。漢字渡りて後、字をは大日本と定て、しかも耶麻土と読せたるなり。大日靈の靈の字に見る。御国なれば、其儀をもとれるか、古より大日本とも、若は大の字を加へず、日本とも書り。又倭といふ事は漢土より名つけたるなり。推古

天皇の御時、もろこしの隋國より使ありて書を送りしに倭皇と書。返牒には東天皇敬白西皇帝と書き。彼國よりは倭と書たれと、返牒には日本とも倭とも載られず。中頃より日本と書いておくられるにや。又上代には秋津といふ。此外にもあまた名あり。細戈千足国とも、磯輪上秀真國とも、玉垣内国ともいへり。天朝のはしめは天神の種を受て、天祖よりこのかた、繼体たがわすして、唯一種姓にまします事外国には類ひなし。^{ひ。}唯天朝のみ天地開し初より、いまの世の今日に至るまで日嗣を受給ふ事、神明の御誓あらたにして、余國に異なるべきいはれなり。抑神道のことはたやすく顯さずと云ふ事あれど、根元を知らざれば、みたりがわしき端ともなりぬへし。そのつゝいへを救はんため、聊しるし待る。^{神典に依りて正しくそれを知らざるは、たゞへば己が祖先の夫天地初て開し時の神を国常立尊と申。又は天御中王神とも号し奉る。}^{注す。天の御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、この三柱を開闢の神と考し奉る。次宇摩志阿志ト御佛比古退神、天之底立神、以上五柱の神を別天神と称す。次に國之底立神、次に豊斟渟神、次に宇比地靈神、須比智靈神、次に角機神、活機神、次に大斗能地神、大斗能弁神、次に源母陀羅神、詞志古泥神、次に伊邪那岐神、伊邪那美神、右國の底立神より伊邪那美神まで、合て神世七代と称す。壇賢木底ノ御魂天蹟向津比売命、亦御名は天照大日靈命、又御名は天照大御神、次に月夜見命、亦御名健速須佐之男命、亦月命と称す。}

次に陽神を伊奘諾尊と申、陰神を伊奘冉尊と申

す。此二神、日神をうみます。この御子光りうるわしくして國のうちにてりとほる。二神天上の事をさつけ給ふ。これを大日靈尊と申。又天照太神とも申。次に月神を生ます。そのひかり日につけり。夜の政を授給ふ。素盞鳴尊を^{即ち月の神の又の御名也。}柱の神とするは違へる也。生ます。勇み猛し根の国にいねとのたまふ。天照太神の御子正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊と申。また其御子天津彦火瓊々杵尊と申。天照太神いつきめくみましくして、芦原の中州の主となして天くたらしめたまふ三種の神宝を授けまします。先あらかじめ、

皇孫に勅して宣く。芦原の千五百秋の瑞穂の国は我子孫可^レ王之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣、宝祚之隆當与天壤無窮者矣。又太神御手に宝鏡を持給ひ、皇孫に授けて祝て吾兒視^レ此宝鏡當猶視我可与、同殿共^レ床以為^レ斎鏡^一と宣ふ。八坂瓊の曲玉、天の叢雲の劍を加へて三種とす。この鏡のことく分明なるをもちて天下に照臨し給へ。八坂瓊のひろがれるかごとく曲妙をもつて天下を知しめせ、神劍を提て不順ものを平けたまへと勅ましましけるとぞ、この國の神宝にて、皇統一種正くまします事、誠にこれ等の勅に見へたり。抑彼宝鏡は石

凝姥命つくりたまへる八咫の御鏡にして日神の御形也。

八坂瓊の曲玉は五屋命の作り給へるなり。鉢は素盞鳴尊

の太神に奉られし叢雲の鉢なり。この三種につきたる神

勅は、まさしく国を手持ますへきみちなるへし。鏡は万

象を照すに、是非善惡のすがたあらわれずといふ事なし。

玉は柔知善順を徳とす。鉢は剛利決斷を徳とす。詞

約にして旨廣し。剣神器あらはし給へり。最かたしけな

き事にや。中にも鏡を本とし、宗廟の正鑑と仰れ給ふ鏡

は明をかたちとせり。またまさしく御影をうつし給ひし

かは、深き御心をと、め給ひけんぞかし。天にあるもの

日月より明かなるはなし。依て文字を制するに日月を明

とすといへり。我神大日の靈にましませは、明徳を以て

照臨し給ふ。君も臣も神明の光胤をうけ、或はまさしく

勅をうけし神達の苗裔也。すゑのわかれ誰かこれを仰き奉らざるへ

き比理をさとり、其道に違はず、学問も爰に極るへきに

こそ道のひろまるべき事は文籍流布の力なり。応神天皇

の御代より儒書を広められ、神聖にましませは、天照太

神の御心をうけて我国の道をひろめ深くし給ふなるへし。

かくてこの瓊々杵尊天降りまし、猿田彦といふ神參

りて、筑紫日向高千穂の櫛觸の峯にましますへし。私は

伊勢の五十鈴の河上に至るへしと申す。彼神の申のま、

に、櫛觸の峯に天降りて、遂に吾田の長狭の御崎にすま

せ給ひけり。御子火々出見尊生れ給れ給ふ。火々出見尊

の御子、彦波激武鷦鷯草草不合尊と申。其御子盤余彦尊

の御世より人皇の代となれり。むかし皇祖天照太神、天

孫に詔せし宝祚の隆當下与天壤無上レ窮みおやとあり。天地も

昔にかわらす、日月も光を改めず。况や三種の神器世に

現在し給へり。窮あるへからざるは我国を伝ふる宝祚な

り。仰きて尊み奉るへきは日嗣を受給ふ皇になんおはし

ますと見へたり。これ北畠殿の論せられし其大略也。誠

に世の乱れを救ひ、人の心を正くすへき格たけいこく言ことばといふ

へし。三種の神器のことは前に見へしがとく、宝鏡は諸

神相議りて石凝姥の神をして日神の御影を鑄せしめしな

り。又曲玉は日神を迎へ奉らんとて天明玉の神をして造

らしめし也。神劍は素盞鳴尊、八岐大蛇を斬て得たりし

也。その上に常に雲氣ありしかは奇しき鉢なりとて、天

照太神に奉り上らる。人民の害をなせし巨蛇を誅戮して

其害を除き、武徳を顯し給ひし神鉢也。かくの如く、三

種ともに皆偶然のものに非す。依て歴朝太御神の神勅のまゝに殿内にまつり給ひしを、崇神天皇の御時に至りて神威を憚り給ひ、別に鏡釦を模造りて護身の御璽となし、神代の物をは大和の笠縫邑へ移し奉らせ給ふ。垂仁天皇の御時、また移して伊勢の五十鈴の河上に鎮座まし、てより今に至るまで、宝鏡は伊勢神宮にまします。神釦も伊勢にまし、しを、日本武尊東征のとき申請て東夷を平け、遂に尾張の熱田に鎮座ましますなり。神璽は至尊御身を離たせ給はす。寿永の乱に海底に沈みしをとり上げて皇居に還し参らせたり。崇神天皇模造し給ひし護身の御璽宝鏡は天徳長久の火災に御影損し給ひ、神釦は寿永の乱に海に沈みてより、他の釦を以て是に換させ給ふといへとも、神代より伝へたまひし神物は歴然として世に現存します。天胤と共に恙なく無窮に伝へ給はん事毫釐ひほりも天照太神の誓はせ給ひし御時に異なる事なし。天地の間に万国数多しといへとも、かゝるめてたきためしなる事異域には曾て聞かざるなり。されば神州の尊きこと宇内に双びなし。日嗣の君こそ實に宇内の至尊と称し奉るへし。神州の万民かゝる尊き邦に生れながら、

我国の尊きをも知らずして過なんは、鳥獸虫魚の無智なるに均しかるへし。恥かしき事にあらずや。故に略大意を擧げて記し侍る也。

敬神

宝祚の隆なること、天地とともに窮なく、天照太神の勅のまゝに永世までうけ伝へ給ひ、日神六合に照臨まし、くて靈明の徳著しく、宇内に比ひなきこと前にも挙しごときなれども、神州の尊きを知らんには、先第一に、神を敬ふ事朝夕旦暮怠慢すべからず。故に神典の大意を取て其万一を称揚ほめあげし奉るへし。日神高天原にまし、くて、最も民命を重んし給ひ、五穀の種を求め得て宣ひけるは、此物は顯見蒼生の食で生くへしとて、これを御田に種させ給ふ。この後、天位を皇孫に伝へ給ふしに及び、御手つから斎庭穂を授け給ふ。かくのことく嘉穀を貴ひ給ふとも、神州は瑞穂の国にして、万氏の食で生へきもの、五穀より美きはなし。鳥獸虫魚を以て食とすへき風土に非れば、万民の飢に阻ん事を憂ひ給ひし深仁と申奉るへきなり。又日神初て繭を含せ給ひしより、蠶を養ふのみちあり。またこの時よりして布木綿などもありて万民身

の寒へを免れし事とはなりし也。されば今日に至るまで、日神の神靈天にましくて蒼生を覆育したまひ、天孫永く天胤を伝へ、万民に君臨なさせ給ふ。天孫は本より日神と同一氣にましませは、千百世迄もその本を忘れさせ給わす。践祚大嘗祭とて天皇即位の御時、御代々に一度の大祭ありて新穀を天神地祇に薦給ひ、また縉服荒服とて幣帛をも薦たまふ。又年々新嘗のまつりとて、新穀を太神宮及び諸神にも薦給ひ、神衣神嘗の祭ありて別に神衣と新穀とを太神宮に進め給ふ。これみな万民のために本に報給んとの深意なるべし。また祈年祭ありて時令其序に順んことを天下の諸社に祈給ひ、月次祭ありて幣帛を諸社に奉け、国家の安穩ならん事を祈給ふ。大忌祭は水沢を祈り、風神祭は済風を禳ひ、鎮華祭は疫神を鎮め、鎮火祭は火患を防ぎ給ふ。かくの如きの類、尚多し。みな本に報ひ福を祈り、災を禳ひ給ふ事、皆万民を安からしめんとの深仁也。されば万民のために本に報る事も、福を祈る事も、災を禳ふ事も、みな朝廷にて民を率ひて行はせ給ふなれば、猶更万民は心を専らにして朝廷を仰き、神を敬し奉らば、自ら神意に叶ひ、天人の

（ころ）

間和合して諸神も守り給ふへき也。今日万民の食ふ所の米穀は、即ち日神の種させたまひし嘉穀の繁衍せし也。衣る処の服は即ち神代に始りし紅織の業の広りしなり。其他の室屋器財百物ありて万民の日用となることの、みな神代よりして、歴朝の拮据經營によりて生するものに非るはなし。今この万民日神より賜りし穀を食ひ、天祖天孫の天業を弘め給ひし仁沢によりて日用に事闊ることなくして世にありながら、其大徳に報ひ奉らざるべけんや。これによりて古より万民新穀を献り、布帛を供し、雜用の料を納めて祭祀を助け奉るは、皆天神に報ひ奉らんとて至誠の心より出たるを、天孫万民の為に神と天とを典とり、万民の誠心を天神に達し給ふ也。これ万民は己か誠を天神に達せんとて、至尊に頼み奉る。至尊は万民の（こう）心しを玉体に負せ給ひて天神に敬事し給ふ。その聖恩の大なること海よりも深く、山よりも高しとや奉らんも猶おろかなるべし。語にも神を祭ること神いますかことし。其誠心貫通せざれば神も感通ましまさず。故に心しを正くして神を敬せすんはあるへからず。古歌にも、虎と見て石にたつ矢もあるものをなど我恋のとぶら

さるへき、是我か誠心貫通する也。故に人たるものには誠心を正しくするこそ肝要なり。

人道

古へ、天祖はしめて四海に照臨まし／＼てより、歴代の聖帝天理を推窮し、人道を彰明にして万民を覆育し、百官を設け、紀綱を立、四時を正し、災害を除き、生を厚くし、用を利し、賞罰を明にし、罟獲陷阱を設て猛獸撃鳥の害を除き、川沢を通して溝洫を開て水旱の患を防ぎ、兵刑を以て暴亂を禁し、城郭閑門を制して冠盜に伝ふる類、みな民害を除の道なり。五穀を殖、田畴を治め、経界を正くし、糶糴を平にし、貯蓄を多くし、本業を貴び、末作を賤んするの類、みな生を厚くするの道なり、室屋を營み、衣服を成し、器財を生し、有無を通するの類、皆用を利するの道也。是等の政令を施し給んに、百官なくしてはならざる事なる故、官を分ち、職を設てこれを治む。紀綱とは綱の大綱にして、即政治を引興さんための大綱なり。綱の目ありとも、大綱なき時は衆目廢弛して用をなさざるか如く、政事ありても紀綱といふ事を以てその大体を振擧せざる時は、

細大のこと混雜して万事廢壊す。依て紀綱を立て、衆目を引擧するなり。賞罰は人君に大柄也。賢者を擧て高位に置、能者を使て其職を治めしめ、不肖を黙け、姦慝を詰り、佞人を遠さけ、風俗を励し、君子のみち長し。小人の道消するに至る事、尽く賞罰の用にあり。凡、是等の事みな人君天に代りて万民を治るの道なり。この道なき時は百官もなく、政事もなく、万民のために衣食住の宣きを成するものもなく、盜賊を捕るものもなく、強きは弱きを凌ぎ、衆きは寡きを暴たけ、天下戦争のみにして万民血に塗れ、鳥獸水旱等の害ありとも除くべき人もなき世となりなは、万民何を持てか其生を安んずへきや。されば今万民かやうの患害をも免れ、父母に事へ、妻子を養て其身を終るにいたる事、人君天に代りて世を治め給ふの故にあらずや。古へ、天照太神諸神に命して国土を平けしめ、万民衣食の原を開き給ひしより、神武天皇中州の乱を平らけ、国造縣主を立て諸国を治め給ひ、崇神天皇の御時、富國強兵の政、大に行われ、天智天皇制度を立て、中興の業を成し給ふ。これよりはるか歳経て、武家権をとりてより以来、天下の乱久しく息

まさりしに、慶長元和に至りて漸く弓をゆぶるにし、

天下泰平を謳ふに至れり。今万民眼前に歴朝の仁沢に潤

ひ、日神の種させ給ひし米穀を食て千百世、子孫連綿し

たる深恩を一身に負ひ、三百年来干戈の苦みを免れ、父

母妻子を養ひ、千百世の深恩の高大なるを百年にも満た

さる身を以て報ひ奉らん事、終身心力を尽したりとも其

万分の一にも至るへからず。然るを、我今日何の故を以

て生けるといふ事をも知らす。如何して兵乱にあわざる

と云ことをも知らざる事、たゞへば魚の水中にありて水

中に居る事を知らざるに同し。人と生れて万物の靈たら

んもの、一身を魚の如くなして世を終らんは恥かしき

事にあらずや。故に入るもの、人倫の道を明らかにし、忠孝の志を磨礪し、朝廷を奉戴し、時の法令に遵奉し、碎身粉骨を尽して歴朝の恩頼に報奉るへきと造次顛沛に

も忘るへからざること、真に神州の民たらん。穴賢。

野口惣治著

爱国私解

君者天下之大本也、臣者天下之達道也、君臣一体君義如腹心臣道如四支神道腹心也、儒仏四支也、実天下之良器也、一日不可去国斯一道猶舟於楫車於輪欲去不可去矣、若挪斤斯一道国家之大患火爛水溢之阨可以乎鎮乎今也、

『三条私解』 原馨（明治六年初冬）

敬神私解

神武天皇親征東方諸賊八十裏師於國見丘皆誅之越摩郡高尾張有土岐蜘蛛為人短而手足長恃勇不肯降皇軍結葛網以掩殺之諸賊勦平天皇詔告曰我皇祖之靈也、自天降

光朕躬今諸虜已平欲以可郊祀天地申大孝垂業於無窮史因始迎神祇於鳥見山祀之至今祭典至哉矣、神威著明感應護

民萬古神系一統更無覩王位者皇國之美觀也、嘻神之為德

也、以誠一為体人亦以誠一之心奉事為即神助之應驗如声

響形影矣、若無誠一之心者非皇國之民也、馨、試說民有

三等曰居其職練究其事不恥天不辱地後利者是上等之民也、

居其職惟主糊口安逸之策而不精其職事者中等之民也、沈

溺於奢怠波浪之中好世態機變之術為上策茲了々務利不精

其職事者下等之民也、以誠一之道為通者可謂敬神之民而已矣、

皇政培育儒仏創建卿學獎勵拉提以教黎首皇恩不亦渥乎攷、其道有方曰強國強国有方曰去弊去弊有方曰教民教民有方曰嚴之嚴之有方曰憫之嘻強國之理非甲兵之堅利又非國家之盛大衆庶一齊懷愛國之心則縱雖犯夷覬邊皇民製田器當之可也、民無愛國之心則雖鉄城石郭何以拒全國舉明察聖諭愛國之深旨可謂覆戴中之大強國也而已矣、

天道人道私解

天道人道其名異而其致一也、其間不容秋毫上古造物者下一大極之一大玆判為天為地替隆消長自然之理不可以人力

維持矣、其道也如火之燒於高水之就於下斯天道自然之至道也、遵自然之道者正路也、四時之氣流行而百穀生之天

也、翼之人也、培之春生秋殺之氣行矣、百穀充實人道亦然桀紂亡而湯武興是如蠖之屈伸転旋無止子輿曰遵天者榮矣、進天者亡矣、天下有物必有則也、衣裳之式位冠之度天憲以正之矣、使民褒貶所以斷邪正也、兵仗備庫所以拒叛犯也、曆書領民所以勸農事也、卿學誘民所以明人倫也、斯四者皆天下之大典也、治世說王化亂世唱霸業即國家之政要也、孔子夾谷斬齊人隣國懼所以張武威也、孟子爛舌

而說王化道不行不知時謂也、猶入水覓火也、嘻呼惜乎、

雖孔釗之徒競出不知時變時誦者何有益於國家矣、居今說古者道之弊者也、居今隨今者道之純者也、彼方之道也、先利後義此方之道也、先義後利是乎非乎、雖有諸子汗牛充棟之書不知時誦者只贅言耳、非孔釗二道不能振起人道矣、三代□興也、明人倫釗氏隆也、說般若時以教國人也、國之將亡也、奢怠為風校學衰庶大綱弛弱矣、國家未有不敗亡者也、通代之明鑑也、今也吾皇國不然不有老□出關莊周辭聘之嘆

奉戴遵朝旨私解

日臣懸而無不昭晰庶物明政立而無不育養生靈今也、政平人和上有明政下無免民清時徵兵以禦犯亂豐歲納□以備緩急官府之有者万民之有也、□野之穀者官府之有也、富一國猶富一家富一國猶富一家官民闔一而海內無事矣、官吏為偏細民為党則國家之難不旋踵方今明治中詔告曰、欲革弊習□旧染新其民皇民誰不奉崇戴皇恩乎、馨、等幸為聖朝之民浴聖朝之惠政豈不服從帝範者國家之大規矩也、離婁之明公輒子之功不以規矩不能成方円□曠之聰不以六律

不能正□音宣哉国政不以帝範不能治国家□貨□之利者国

家之小利也、俊傑在位能者在職者國家之大利也、三代撰

俊傑拳能者以為政要矣、上明政体下無懈怠之民彼不責其
姦怠而反其正矣、嘻呼誰不敢奉戴朝旨乎、誰不敢奉遵朝

旨乎

明治六年癸酉初冬駿河□□處士畠山原馨敬識

『説教之一端』 安江 静 (明治六年十一月)
説教之一端

凡そ、人は人の道を行ふもの故、萬物の靈と称して、此
大地球上にて、鳥獸虫魚草木の上に位し、衣食住を始め、
日用の物品、何に一つ不足なく、天神地祇の授与し給ふ
のみならず、奇妙活動の靈魂、及び耳目鼻口四肢百骸を
授け給ふは、人の行べき道を行しめ給ふためのみなり。

然るに、人其道を行ざるときは、奇妙活動の神賜を凡て
無用に屬するなり。之を無用の長物となす時は、即ち天
神地祇の恩頼の賜物を暴殄すると云ものにて、其神罰を
蒙り、災害に遭ふこと声の響に応じ、影の形に従ふ如く
なれば、夙夜刻苦勉励して其奇妙をして奇妙ならしめ、
活動をして活動せしめ、以て天神地祇よりたまはりたる
弘大無辺の鴻恩に報ひ奉るべきことなり。故に朝廷大中
小の教院を設立し、大少の教導職を列置し、三条の御教
憲を宣明し、其奇妙活動の理を弁へ、神徳を敬ひ、神恩
に報ひ、以て鳥獸虫魚草木の上位にありて、万物の靈た
る所以を尽さしめむと欲す。因て、今御教憲の略義を謹
で陳述すと云爾。

紀元二千五百三十三年六月

稻荷神社大宮司兼大講義安江静敬記

敬神愛國ノ旨ヲ体スペキ事

凡そ人たる者、天神地祇を敬はずんばあるべからざる所以は、造化大神と称へ奉る天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神の三柱、大神は天地無かりし無始の世より御座して天地を鎔造し、万物を化育し給ひ、此三柱、大神の詔を受給ひて伊邪那岐神、伊邪那美神、國土人類万物を生み給ひ、又天日の御国を主宰座ます伊邪那岐大神の御子、天照大御神は奇異なる御子にして、光華明彩六合に照徹し、無上至尊と称し奉り、天地の間の物、皆大御神の御護に因て生活するものなれば、其弘大の神恩を一日片時も忘るべからず。是をおもはざる者は禽獸にも劣るなり。又大国主神は眼睛にみえぬ幽冥の事を主宰し給ひ、専ら人の歿後の靈魂を審判し給ふ大神なれば、窃に惡事をなす者ありて、縱令此世にて刑罰を免るとも、幽世にて此大神の刑戮は免れ難きことなれば恐れ慎むべき事なり。処々の產土神は天神地祇に代りて災害を避け、幸福

を与え、其処々を守り給ふ大神なれば、其恩賴を片時も忘るべからず。風火土金水の神々は勿論、豊宇氣此壳神、又、御名は宇迦之御魂神は、凡そ人の着る衣類、食ふ食物、住む家等を守り給ふ大神なれば、此神の御恩を思ふべし。又各の先祖は家の本身の本なれば、靈舎を祭り、平日靈前の勤め惰るべからず。毎日朝夕、右に説く處の大神等は勿論、產土神先祖の靈を拝み奉り、大小の神事祭祀には其分限に応じ、なるべきたけ懇切に手厚く仕へ奉るべし。是は所謂る報本反始の誠を尽すと云ものにて、人生第一切要の大道なり。後宇多天皇の御歌に、天つ神國つ社を祝てぞ我あし原のくには治る、入道前相国公の歌に、あまつ神くにつ社と別れても誠を受る道はかはらじ、三光院内大臣のうたに、やすからぬうき身なれとや世にすめば神のめぐみにいかでもるべき。

愛國と云は、自分の生れたる国を大切に鍾愛することにて、皇國の人は勿論、外國といへども我生國をば力を尽し、思をこらして守護することなれど、別して我皇國は天神地祇の生み給ひ造り給ひし上國と云理を能く弁へ、我國を愛すること我身を愛する如にし、御国の御為には

身を忘れて誠を尽すべきことなり。若し御国難の時は、古の忠臣義士の道を尽せし如く、一命を捨て節を守り、難に殉すべし。凡そ神皇ありて後此國あり。此國ありて後此身ありと云神理を悟り、我國の如く、尊く正しき神國は六大洲に決てあることなれば、貴賤ともに此御國体をよくく弁へて、各誠の道を尽して神を敬ひ、職業を励み、御國に報ひ奉らずんばあるべからず。此世にありては勿論、死て後も靈魂は直に大國主神の御許に参りて、千代常石に御國を守り奉らんことを平生忘るべからず。是を國を愛する人と云なり。九條内大臣基家公の歌に、神こそは野をも山を作りをけ人に誠の道をふめとて、内相藤原朝臣公の歌に、いざ子どもたはわざなせそ天地のかためし國ぞ大和しまねは。

天理人道ヲ明ニスベキ事

天理とは、高天原にて大神の御量以て定め給へる神理にして、四時順行万物生成の御德化を云なり。人道とは、其神理を遵守し、徳化を受行ふて悖らざるを云。其受行ふ處の大要は、万事正直にして行事を惰ることなく、君に忠義をつくし、父母を孝養し、兄を尊敬し、郷党朋友

相親み、互に実意を守り、夫婦睦まじく、都て婦人たる者は夫を敬ひ、操を守るべし。凡そ上たる人を敬ひ、下たる者を恤み、衣食住を節儉にし、職務を勉強して児孫を生育し、万事至誠を以て身を立て、時勢の沿革を能く弁へ、旧弊を去て家門繁栄せしめ、父母先祖の名を顯すを、天神地祇の定め給へる天理人道を明にすと云。禽獸すら鳩に三枝の札、鴉に反哺の孝と云て礼義を弁へたるものさへあれば、況て万物の靈長たるものは、力を尽して神理を祖述し、神道を憲章して天神地祇の御德化に報ひ奉らずんばあるべからず。榮仁親王のうたに、しき嶋のやまと島根をふみ初し神の道こそ今も正しき、藤原為守のうたに、皆人の祈るこゝろも理りにそむかぬ道をかみやうくらん。

皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシム可キ事

此の我皇國の天皇は万國の帝、或は王と自称する比にあらず。眞の天子と称奉るべきは我皇國の天皇のみなり。其所以は、大古造化三柱大神と称し奉る天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神の奇しく妙なる造化に依て生れ坐る伊邪那岐大神の御子の無上至尊とも称奉るべき天照大

御神の御子、正哉吾勝勝速日天之忍穗耳命の御子、天邇岐志国邇岐志天津日高日子番能邇々命ぞ、造化三柱大神、天照大御神の大御詔のまに／＼高天原より此國へ御降臨し給ひしより御皇統聯綿万古一日の如く、今上天皇に至りて百二十四代天壤無窮にして宇内に君臨し給ふなり。

凡、大地球上の衆民、此の天皇を天と仰ぎ、神と敬ひ、父母と戴き奉るべきことは神代より確定したることにて、是を大中至正の大道と称して天下の公義とす。古より天皇をさして顯神現人神とも称し奉れり。然れば皇國の人は勿論、外國の民たりといへども此公道を遵守し、至弘至大の皇恩に報ひ奉らずんばあるべからず。朝旨とは、朝廷より御布告の制度法令なり。抑天皇太政官の高座に坐まし、百官群臣に指揮して時により宜しきを制し、弊を改めさせ、専ら下民を保護し給ふ大政なれば、凡そ万機の事一として人民を撫恤し給ふ御旨趣にあらざることなき所以を諭り弁へ、其時々の法令制度を謹て奉承し違ふことなく、戻ることなく、堅く遵ひ守り、若し御国難の変あらば我生命を抛ち、一家一区一村一郡一国相互に協心戮力して天皇を守護し奉り、此身死するといへども、

稻荷神社主典兼權少講義桑田孝恒敬校

靈魂は、猶天皇の護りとならんことを一日片時も忘るべからず。又方今の御政体は西洋各国の政刑兵法、天文地理、器械医藥等の技芸を取捨して大政を粉飾し、宇内を経綸し給ふことなれば、時勢に依り、制度の沿革ありと雖も大中至正の大道は千万世一條理なれば、其時々御布告御布令を遵守するは、即ち皇上を奉戴する理にして、敬神愛國を体し、天理人道を明にする御教憲をも奉する処なり。殊に官省府県の官員は、天皇の御詔を承奉りて大政を補弼する大任なれば、敬ひ貴むべきは勿論なり。鎌倉右大臣の歌に、山はさけ海はあせなむ世なりとも君にふたこゝろ我あらめやも、權中納言政顯のうたに、道をしり人を知るよに治りて君になびかぬ草も木もなし、前中納言雅孝のうたに、天の下のどかなる世となりにけり君がめぐみやそらにみちぬる。

〔教則三條教義弁〕 不破祐善（明治六年十二月）

明治五年壬申十月

三条略解

神道大教正
諸宗大教正

一、敬神愛國ノ旨体スヘキ事

敬神トハ、天祖天神ヲ始メ凡朝典ニ列タル大小ノ神祇及ヒ土地ノ氏神、生土神等ヲ崇敬スルヲ謂ナリ

教義幼告十条

少講義不破祐善述

一条

尊朝愛國トアル是ナリ、此旨ヲ体認シテ教誨スヘキナリ

一、天理人道ヲ明ニスヘキ事

天理トハ、造化ノ理ニシテ事物ノ則也、人道トハ彝倫ノ謂ニシテ民生日用常行ノ道ナリ、此義ヲ講明シテ教誨ス

ヘキ事

一、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事

皇上トハ天祖ノ神胤ニテ天壤無窮ノ大君ナリ

朝旨トハ、朝廷ヨリ出ル詔勅及ヒ制度法令ナリ、古今時

勢ニ隨テ法制ハ損益アレトモ其実万民愛撫ノ道ヨリ外ハナケレバ朝旨ヲ尊守スルハ、即チ皇上ヲ奉戴スルナリ、此旨ヲ注意シテ民心ノ方向ヲ誤ラシムベカラザルコト説

教ノ要ナリ

三条

御教則ノ第一、敬神愛國ノ条ハ、千人是レヲ説クニ等フシテ動ク可カラス。第二、天理モ又不動ナリ。而シテ人道ハ機根ヲ觀セスハ教誨シ難シ。夫レ人ニ賢愚アリ。貴賤アリ。学不学アリ。喻ヘハ五倫ノ中父子ニ貴人ノ孝アリ。下賤ノ孝アリ。又学者孝經ヲ以テ母ヲ打ノ類アリ。是等ヲ広ク学フヲ先務トスヘシ。

教義ノ拠トスルノ書ハ、神代日本紀、古事記、旧事紀ヲ基イトイシテ孝経等ヲ研究シ、宗意仏書ハ申迄モナク、若シ本宗ノ經説ニ闇ケレハヘリスルニ益ナシ。一句一文

ヲ以テ高然トシテ説クトキハ、却テ聽衆ノ嘲リヲ得テ大ニ布教ノ道ヲ寒ク。又無根ノ怪説ヲ述フルコト勿レ。其本拠ヲ正シテ未タ我ニ見的セサルノ説ヲ設ク可カラス。

四条

説教ノ時ニ至テハ威儀ヲ正シ、俗衣俗情ヲ離ルヘシ。是則チ習ヒ常ニ非サレバ知ル事難シ。只平生ノ行状ニ依ルモノナリ。

五条

下案ヲ著述シテ相互ニ示談ヲ遂ケ、自他ノ頑見ヲ去流シテ学フヲ好シトス。

六条

因縁ハ教則ニヒシト合タルハ説教ニチカラ有リ。不都合ノ因縁ハ容有ノ弁ヲ知ラザル故ナリ。能ク云イ回シテ本ノ教則ニヨルヘシ。又初心ニハ四角八面説クヘシ。チト堅キカ好キナリ。コナシタルハ聞キニケシ。

七条

説教ハ隨分情出シテ聽クヘシ。其内ニ自然ト好キ因縁、好キ言ハ遣ヒナトモ有ツテ、便リニ成ルコト甚多シ。

八条

在座ノ聽衆ハ仮令千人アリトモ、智者ト愚者ト儒者ト唯三人ト思フテ説ク可シ。所謂勤學ノ第一ハ聽衆ノ心ニ成ツテ思案スヘシ。

九条

古哲ノ曰ク、教ヲ説クニハ、篤ト聽衆ニ合点サセント思ハヽ、先ツ我身ヲ羅什三藏ノ思ヒヲ成シテ、所引ノ書籍漢字ヲ日本ノ和語ニ翻訳スル様ヲ專ニニ案スヘシ。サレバトテ、余リ平和ナルハ、又アシキカタモ有可シ。

十条

説教ハクドカラヌヲ好シトス。但シ是非ニ此道理ヲ聞得サセント思ヘハ、自然トクドク成ルナリ。夫レヲ能々思熟シテ説ヘシ。堅キ事ハ俗衆ハキ、得マジト思フ故ニタマヽヽ説ケドモ、同言重言多クシテクドキナリ。成ルホド知識ノ衆ト存シテ軽ク説クベシ。此ノ土ハ耳根利ナルガ故ナリ。

教義三章辨弁

少講義不破祐善　述

夫レ人ハ一ヨリニ三ヲ生ジ、慈悲直智三ヨリ出テ、五倫五徳ヲ生ス。外ヲ尋ヌルコト無ク、我ガ一身ニ天地不測ノ靈妙具ハレリ。五大ヲ以テ体ヲナシ、五倫ヲ以テ人道ヲ教ユ。

先ツ我ガ身ノ上ノ宜シカラザル事ヲ悟ル可シ。機ト云フ事ヲ悟リテ後ニハ法ヲ悟レバ機法一體トナリテ、法ガ相続シテ必ス神人ニ契フ事疑ヒナシ。機ト云フハ我ガ身ノ心ノ惡シキ事ヲ知ルトキハ、必ズ惡道ニ落ルコト疑ヒナシト。是レヲ知レハ必ズ神人不二トナルニ疑ヒナキ事モ知レルナリ。水ハツメタキ物ト知レハ湯ニワカセバ熱クナル事ニモ疑ヒナキガ如ク、夜ルクラケレバ必ズ明クル朝ハ日ノ出デ、明ラカナルガ如ク疑ヒナシ。夜ルヤラ昼ヤラ知ラヌ者ノハ乱心者ナレバ、夢ニオソワレテウンムトウメクガ如シ。夢ヲ見ヨ、夜ルヤラ昼ヤラ知レヌ也。

ウツ、ハ闇クラシ、ウツ、ノ責メモ地獄ト云フ也。酒ニ醉ヒテ狂ヒシ者、譬ヘバ母親ニ向フテ少コナタモ養生シテ藥

ヲ飲シイ、顔ガ三ツニ成ツタゾト云フ。母親此レ其ノ様フナ馬鹿デハ此ノ家ノ主シニハ得ナルマイト云フヲ聞ヒテ手ヲ打テ笑ヒ、此ノヤウナカル／＼動ク家ハイリ申サヌト云フタ如シ。又寝入りテ夢デ狂フガ如シ。夢ヨリ夢ニ移ルヲ六度ヲ回ル輪廻ト云フ也。銘々ニ今モ息絶ナバ、必ズ黃泉ニ入ル事ヲ篤ト悟リテ、神人ノ道ヲ明ムル人ハ必ス悟リヲ開ク可シ。大輪ノ道ハ聞ヒテモヨシ、聞カヒデモヨシト義理名聞ノ人、次ニ聞クガ故ニ相続スル人無シ。踰ヘバ空ノ曇リシ時、雨ノ降ラヌニ傘ヲ持ツテ歩ヒテ見ヨ、イソモ忘レテ傘ヲ失フガ如シ。雨ノ降ル日傘ヲ忘レシ人無シ。老人ノ杖ヲ忘レシ事モ少ナシ。杖ガナケレバ歩カヌ故也。足ノ強ヒ人タマ／＼杖ヲ付ク故ニ、ヨツ他所デ杖ヲ失ヒシカ如シ。人道モ斯ノ如シ。無常モ知リ、黃泉モ恐レシ人ニ此ノ人道ヲ聞セバ忘ル、コトナシ。能ク相続スルカ如シ。心口サシ薄キ人二人ノ道ヲ聞セバ、ツイ忘レテ失フ也。故ニ神人ノ道ヲ志サス人ハ、邪惡ノ恐シキコトヲバ胸ニシカト心得テ、此ノ邪道ヲ免レント一心ニ修行スル人ハ、空腹ナル人弁当ヲ忘レス、落サヌガ如シ。旅立ノ人、路銀ヲ忘レサルガ如シ。故ニ天理人

道心性ヲ見ント思 ^(フマ) ハ、我氣ノ惡シキコトヲ知リテ必
ス根ノ國底ノ國ニ落ルコト疑ヒナキト決定シテ修行ニ
カゝル人ノ成就セスト云フコトナシ。鬼ト云フモ、神ト
云フモ、我カ身ト意ナリ。^(マツ) 踰ヘハ夜ルノ闇キモ此ノ空
也。昼ルノ明ルキモ此ノ空也。ヒヤ、カナルモ水也。是
レヲ湯ニワカシ、熱キモ元ト水也。清キモ水ナリ。色々
ニ濁リシモ水ニ非スヤ。然レバ心ノ元トハ一ナレドモ品
ニヨリテ種々ト成ル也。鬼ト云フモ心也。神ト云フモ心
也。喻ヘバ井ノ元トヲ腐ラシ、水ニ色々虫ガワキ飲ムコ
ト契ハズ。水ニ渴ヘテ死スル人ハ水ニ渴ヘタルニ非ラズ。
我不正ヨリ難義スル也。水モヨクシ、井戸モ能ク掃除シ
テ置ケハ、虫ガワクコトナク、人モ其ノ如ク、心性ヲ掃
除セズニ三毒ノ虫ヲワカシ毒海ニ沈ムモ、又斯ノ如シ。
口惜キコトニ非ズヤ。一度ニ心性ノ掃除ヲスレバ、清淨
ナ心ト成リテ神明疑ヒナシ。人ノ道ハ知ツテモ知ラヒデ
モエ、ハテ居ル者ハ、必ス雨ノ降ルトモ降ラヌトモ知レ
ス、日ニ龜ヲ持テバ多ク道中ニ忘ル、也。サテ又、我ガ
根性ノ宜シカラザルコトハ、此ノ身ハ土也。土ハ欲ノ心
ニシテ、何ンテモ吹込ムモノ也。此ノ身ハ水也。水ハ腐

ルコトヲ司サドリ、愚ジヽト物思フハ水也。水ノ腐リ
テ虫ノワクガ如シ。此ノ身ハ火也。火ハ物ヲ焼キコガス
ガ如シ。則チ嗔恚ノ火ニテ怒リ、腹立チスル故ニ物ヲ云
ヒ破リ、物ヲ投打シテクダキ亡スナリ。此ノ身ハ風也。
風ガ動キ散乱シテ塵々ト成ルナリ。是レ散乱ノ心ナリ。
彼是ト散リ乱レテ定マラヌ意ナリ。是レ四大ノ心トテ地
水火風ノ心ナリ。夫レ土ハ青シ。水ハ白シ。火ハ赤シ。
風ハ鼠ミ色ナリ。此ノ四色ヲ五蘊トシテ黒鬼、白鬼、赤
鬼、青鬼、此ノ四ツノ鬼ニ責メラレテ、眼耳鼻舌身意、
此ノ六根ヨリ欲怒、愚痴、散乱ノ四ツノ鬼ニ毎日責メラ
レルナリ。心口ハ是レデ見ヘヌ心ガ出来テ色々ノ心口ニ
形チガ顯ル、ナリ。喻ヘハ鏡ニ定マル色ナキ故ニ、外ノ
万物ノ形チガ鏡ニ移リテ色々ノ形チガ現ス。夫レヲ止メ
テ我心トシ、六眼ノ目耳鼻口身意ヲ止メテ我業トシ、
此ノ四大ノ幻ノ身ヲ仮物トモ知ラズ、有ル物ト心得テ、
人々ニ他ハ他ト面々ニ別々也ト心得、四ツノ鬼ヲ調法シ
テ、是レヲ本心心得テ是ニ止マリテ人ヲウラミ、人ヲ
ソネミ、物ヲ欲シガリテ腹ヲ立、心モ散乱シテ、我レ有
リ、心有リト此ノ身ニ深ク執着シテ、己レガ迷ヒノ心ヨ

リ四ツノ顛倒ヲ起ス。一ツニハ、吾カ身清浄ナ物ト心口得テ、身モ鋤リテ人ニ見セント日夜名聞ノミニテ日ヲ暮シ、意口ニハ物ヲ見レバ欲ガリ小ノコトニ怒カリ、大声ヲ上ケ、人ニカミ付キ、掛ル心ハ散乱シテ、彼カ是カ、彼ニ仕ヤウ、是レニシヤウ、彼所ヘ行フ、是ヘ往フカ、塵々ニ乱ル、コト、大風ニ灰ヲマキタルガ如シ。喰物ヲ見セレバビロ／＼トシテ、女ヲ見セレバタワイナクヨダレヲ流シテ、偽八百云フテダマシスカサントス。女モ好^{ヨキ}鳥ガ掛け口ウカト兀山ノ様ナ赤キ黒キ顔ニ白粉ヲヌルコトハコテノイラヌ斗リ、口紅付テロヲスボメ、無理ニ幽靈ノ色事スル様ニキヤシヤナ声シテ米ヲウチマキト云ヒ、味噌ヲオムシ、豆腐ヲオカベヂヤノト云ヒ、人ノ前ニテ物喰時ハ口ヲスボメ、チイットツ、キシヤブリテ、オイシヒヂヤノトヤサシク見セ、人ノ見ヌ處デハ、ウハバミノ物ヲ喰ヤウニ大口ニ喰コト荒男ト同ジコト也。皆ナ化物ナリ。男ハ是ニ化サシテ鼻毛ヲヨマレ、親ノ事、先祖ノ事、国恩ノ事、神仏ノ事モ打捨テ、此ノ化物ニ帰命シテ喪身失命スル人多シ。二ニハ老少不定ノ露命ヲ知ラズ。先ツ人生レテ七、八歳迄ハ夢中テ暮ス。九ツ十ヲヨ

リ小智恵付キテイサカヒ、氣マ、ニ荒ガウ十四、五歳ヨリソロ／＼ト色欲ノ志シ現レテ、口ニハ美食ヲ好み、身ニハ好ヒ物ヲ着タガリ、十七、八ニナルト欲ヲ起シテ貪リ取ツテ身ノ榮耀ニ遣ヒ、無分別ヲ起シテ御上ニ御苦勞ヲ掛ケル。カ、ル悪人ト成ルモ一念ノ迷ヒヨリ發ル。初メヨリ悪人ハ無キ物ナリ。世間ノ道ヲ歩テ物ノ腐リテキタナキ物ヲ見ヨ。皆ナ初メハ清浄ナル物ナリ。初メヨリ腐ツテ有ル物ハ無シ。其ノ如ク生レ付キノ悪人ハ無シ。唯タ一念ノ迷ヒヨリシテ御制令ニ背キテ懲役流一等ニ等三等終身絞罪斬罪等ニ成ルモ、皆ナ唯一念ノ足ヲ踏止メナンダカ誤リ也。是等ハ悪人ノコトナリ。左モナキ人ノ分別辛旁ノ大事ハ先ツ十七、八歳ヨリ廿六、七歳迄ガ大事ナリ。ゲン氣盛ニシテ誠ノ分別ナキナレバ、コ、デシクジル人多シ。夫レヲ实体ニシテ身ノ納リヲスルハ產ノ善人ナリ。三十モ越セバ、又小思案付キテ物ニナレテ是非妻子ノ有ル故ニ是レニ引カサレ、妻子ガ重ニナルシクジル人多シ。夫レヲ实体ニシテ身ノ納リヲスルハ產テ物コト堪忍シテ身ヲ懲ラシテ、是レ米ガ御座ラン、薪物ガ御座ラント女房ニセガマン。腹ハ立モ子供ノ顔ヲツ

ラ／＼見レバ、サスガ又可愛ク、身ニカヘテ仕事モシテ、家ヲヨク持チテ金銀ノ有ル亭主ハ手掛狂ヒヤハシマシテノテンゴフモ、本妻ヤ子供ニメンジテ止ム也。喻ヘバ氣儘ノ荒馬ニクツハヲ嚴シクク、リ付、重荷ヲ負スガ如シ。荷ガ輕ケレバ、又アバル、ガ如シ。カミ犬ノ丸太モ、トレバ人ニ喰ヒ付クガ如シ。人ニハ妻子ト云フ丸太ヲ付ケ置ク故ニ、人ニカフリ付クコトモ慎シム道理ナリ。サテ又、四、五十歳ニ成レバ高慢出デ、人ニ年齢シテ従フ者ノ多キ故ニ面ノ皮厚クナリテ耻カシキコトヲ忘レ、若キ者ヨリアホラシキ色欲ヲ働キ功ヘタル猿ノ如シ。六十歳欲が大キク成リ、色道ニモ從フ女少ナク成ル故ニ恪気シツト深ク、日夜二人ヲイヂリ当コト、スネコトイジリ嘶シ、遠フ火デ炬ル、ヤウニ火ヲイジル短氣ニ成リテ、友ハ少ク成リ、心ハ邪疑ヒ深ク、夜ハ寢ラレズ、昔ノコトヲ思ヒ出シ、心氣ヲモヤシ、何ヲ喰テモ味ナシ。愚痴ニナリ、王政ニ合ハヌ故ニ人ニ嫌ハレ、旧弊ノ手柄嘶シスレドモ、昔シノ鉗キ今ノ菜刀若イ者ハ聞イレス。イツ年ガ寄トモ知ラズ。鏡ヲ見レバ、早ヤ白髪トナリテ若キ時ヨリ種々出世ノ望ハ有ツタレト、何一ツ契ヒシコト

ナク願ヒモセヌ。年ハ寄ソテ間違ノ無キハ、死スルコトト地獄ヘ落ルコトノミハ望マズニ叶フ也。ウルサキコトハ望マヌニ、来ル神明本覚ノ稽古シタル覺ヘナケレバ、習ハスニ落ル根ノ国底ノ國、皇上ノ御仁政ニテ天理人道ノ教ヘヲ説テ聞セトモ、六月ニ布子ノ用意スルヤウニ心得テ、マンザラ入ラヌ物トハ思ハネド、今月今日入ラヌコトナレバ、其ノ内々ト天理ノ網ヲ逃ントスル人ノミ。女中婆サマ方ハ孫ニカ、リテ嫁ノスルコトガ氣ニ入ラヌ故ニ、内ニヘバリ附テ居テ、腰ヲカゞメテ明日ノ汁ノウカシハ三文テヨイゾヤ、コチノ内ハ朝飯タクコト入ラヌ、朝ハ茶粥ニシテヲキヤ、前ノ旦那殿ハホント一人シテはレ程ノ身上ニ仕出シタト云フテ嫁ニ当コスリ、嫁ノ知ラヌ五十年先キノコトヲ云フテ庭ヲハキ溜リ迄白眼廻シテ斗リ居ヤシヤル故ニ、チト寺ヘモ参ラシヤレト誘フ人有レバ、才前ノ内ハ皆ナ子供衆ガ賢故ニ私シガ内ニ居ネバ一向ニヤクタイデ御座リマスト、私シガ居ネバトハ何事ゾ。何年居ルノヂヤ、箱根ノ鯿魚ノ様ナ干物ニ成ツテコケカ、ツテ居ル婆々、其ノ欲ノ深キコトハ海ノ底ノ如ク、人ガ教導ノ嘶シヲスレバ、ヤレ／＼南無アミタ仏

トツイシヤウ念佛、此ノ念佛ハドカラ出ル。参りトムナヒ心ヨリ出ル念佛ナレバ、南無三マイリトムナイヽト申スガマン也。祖父ハ何国ヘオ出テト問ヘバ、桂川ヘ魚釣ニ行レタ。翌日行テ今日ハ何處ヘト問ヘバ、講釈ニ参レマシタ。夫レハ殊勝ナ、何レノ寺ヘト問ヘバ、イヤ軍書ノ講釈ト云フ。聞ケバ六、七十歳ニ成テ何百年先キノ軍サ嘶シヲ聞テ何ノ役ニ立ツ可キゾ。早く神徳ノ妙理ヲ覺リ、皇上ノ御恩ヲ知ント思ヒテ説教場ニ歩ミヲ運ハルベシ。

神仏ノ法ヲ学ニ世間ニ取違多シ。神仏二教ト商売トヲ別ノヤウニ心得テ居ル人マゝ多シ。是レ大ナル了簡違ヒナリ。商売シテ衣腹モ着、米ヲ調ヘテ飯ニシテ身ヲ養生シ、女房ヲ養ヒ、子ヲ育テ、今日ヲ安瀕ニ暮スガ誠ノ神人ナリ。其ノ故ニ神トハ人ナリ。其ノ人ヲ養ヒテ暑フモ寒フモ飢ヘニモツカズ暮ス様フニスルコトハ神明ヲ祭ルナリ。其ノ故ニ子供ヲコシラヘ育テ、人ニシテ其ノ跡ヲツガス。故ニ神主モ僧侶モ其ノ職ヲ務メ、堂ヤ社モ相続スル也。神道ノコトハ百姓ノ田耕職人ノ仕事、商人ノ

勵キニコソアレ。是レガナクバ堂塔モ崩レ、僧侶モ干死シテ商売職分ヲ勤ムルハ神社堂塔伽藍モ建テ、僧モ供養仏ノ法トテ別ノ者有ラン。百姓町人ノ五戒ハ御高札ヲ守ルガ第一ナリ。故ニ又六度万行ハ百姓ノ耕シ、職人ノ仕事、商人ノ勵也。此ノ外ニ六度万行務ル人有レトモ、百姓ヤ町人無クバ社寺モ破却ス可シ。然レトモ神ノ教、仏ノ法ヲ知ラズニ商売職ヲスル時ハ真ノ闇ニ山中ヲ行ガシ。物ノ程ヲ知ラズ、欲ニツノリテ身ヲ果シテ、愚痴ニテ氣ヲ打テ死ニ与ヘナキ福ヲ好ミ、ヤマコ山子ニタブラカサレ、強盜ニカヽリ、勝負コトヲ好ミ、タマヽヽ実貞ナルカセギ人有レトモ程ヲ知ラズ。菩提ノ志シナキ故ニ、モウケタ宝ニ愛念シテ餓鬼ト成リ、欲ノ己カ儘ニ行カヌ故ニ嗔恚ヲモヤシ、叶ハヌ命ヲ惜シミ、損称スレバ深ク悲シミ、命ト金トヲ根クラベ、命ガ無クバ金モ入ラヌ者トハ知ラズ、金デ命ヲ果シ、後ニ悔ルトモ何ノ益カアルゾ。愛着ノ愚痴深キ故ニ畜生トナルナリ。是寺ハ山中モ闇ガリデ行クガ如ク虎狼ニカマレ、又ハ道ヲ踏ハヅシ谷底ヘ落ルカ如シ。神仏ノ教ヘヲ守リ、商売職ヲスルハ昼中道ヲ行

カ如シ。一足く望ム極楽へ行クナリ。サレバトテ商売職斗リニテ経モ読ナ、仏モ神モ敬フナト云フニハ非ス。經文モ此ノコトヲ記シ給フ御目録ナレバ、時々ニ此ノ目録ト合シテ見ヨト云フコト也。神仏ヲ敬フハ、今日商売スルモ見聞覺知無クテハナラヌ。其ノ像ノ如キノ人体ヲ得タレバ、此ノ神仏ノ御カゲデ今日樂々ト暮シ、何ニクラカラヌ身ト成リシモ、皇上ノ恩ヲ忘レズ、各々宗々ノ教ヘヲ勤メ、人道ヲ背カズシテ子供ヲコシラヘルガヨシ。男女ヨリテ子供ヲコシラヘズバ、神仏カ絶ヘテ神ノ教ヘ仏ノ法ガ滅ス可シ。先操々子供ガ相続スル故ニ、法モ相続スルナリ。故二人ハ一切ノ者ノ司サ也。人ハ万物ノ主人公也。人ヲ離シテ仏モ莫シ。人ガ敬フ故ニ仏神有リ。人敬ハザレハ伊勢ノ御祓モ反古ナリ。仏ノ姿モ木ノ切レ絹ナリ。紙ナリ。細工物ナリ。神仏ノ像ハ人ガ造り、人カ信シ、人カ敬フナリ。神ヤ仏ノ像ヨリ人ヲ造り出シタルコトヲ聞カズ。自身神也、仏ナリト悟ラハ、一切唯造レ心今日士農工商ノ業モ、是心是仏、是心作仏ニ非スヤ。皆ナ悉ク神仏ノ境界也。十方世界ニ神仏デナイ物莫シ。法デ莫キ物ナシ。夫レ故ニ極楽ニハ宝ノ樹、空飛フ鳥モ

念仏念法念僧七苦提分、八聖道分真如ノ門ニ入テ見レバ、トンボノ飛モ、鳥ノ飛モ、魚ノ水ニ躍ルモ、皆ナ神也、仏也。自身ト別ノ物ニ非ス。彼ノ百丈禪師ト馬祖大師ト江南ノ浜辺ヲ通リシ時、鴨一羽水中ニ在リ。百丈ノ曰ク、アノ鴨ハ何国ニ去ルヤ否ヤ。馬祖ノ曰ク、飛去ルト答タレハ、百丈禪師則今ニ馬祖ノ鼻ヲ握ル馬祖アイタシコト云レタリ。忽然トシテ大悟ヲ得タリ。悟道シテ見ヨ。何ヲ見テモ別ノ物ニ非ス。皆ナ自身ノ妙体に有ザル者ナシ。仏法ト云ヘバ何ゾ六ツカシキカ穢ラハシキ様ニ聞ニゲシテ、クワイナキ弁舌ニ載ラレテ外道ニ滯リ、仏頼ンデ地獄ニ入ル人多シ。一期ノ後生ハ權兵衛ゴンニヤクシンドカ地獄ニナル也。心有ン人ハ是レヲ聞テ菩提提心ヲ發ス可シ。神仏ノ慈悲ニ何ノ役ニタ、又事ハ教ヘ置キ玉フ可キヤ。幼ナキ子ニ母親ガ物ヲ喰スルニ、子供ノ歯ニ合ヌ物ハ喰サズ。人デサヘ如レ是。況ンヤ神仏ノ慈悲ニ於ラヤ。神人ノ道ハ濡手^{ヌレ}デ衆ノツカミ取り、手ヲ出タサヌハ魚ノ相ナル事ハ雇ハレル人ハ主人ノ目見セネバ、雇レテモ役ニ立ズ。商ヒシテモ主人ヲ知ラズハ掛損スル也。家内ノ

内ニモ亭主無クンハ虎狼ノ住家トナル。武士ニ成リテモ
主人ヲ知ラスハ、何ノ勳功スルトモ打死スルトモ忠臣ト
ハ成ラス。犬死ナリ。何ノ恩賞ニカ成ル可キ。然ルニ我
体ノ主人ヲ知ラヌハ何事ゾヤ。我体ノ主人ハ心ナリト迄
ハ誰レモ知レド、心トハドノ様ナ姿ナ物ヂヤト云フニ、
姿ハ知レズ、内ニ有ル者カ、外ニ有ルモノカ、内外ノ間
タニ有ルモノカト問ハレテ、外ニ有リト云ハゞ、斯云フ
心カ内ニ有リ、内ニ有リト云ヘバ、眼ニ見、耳ニキヽ、
鼻デカク、口ニ味ヒ、身ニ触レル物外ニ有リ。若シ内ニ
有ラバ五臓六腑ハドンナ姿ゾ、内ハドノ様ナ匂ヒガスル
ゾ、知レズ。若シ無ヒ物カト云ヘハ、現在ニモノヲ云フ。
ヨヘバコタヘ、行カントスレバ行ク。止マラントスレバ
止ル。心口有リ云ハントスレバ、形チ更ニ無シ。物ノ声
ヲ聞ケバ、五臓ガキカズ、腹ワタガキカス、肉ガキカス、
皮ガキカズ、空ガキカズ、何物ガ万物ノ声ヲキクゾ。無
ヒトスレハ音カスレバ聞ク。有リトスレハ聞王更ニトラ
ヘラレズ。体有ツテ体ヲ離レズ。何ント云フ可キ便リナ
シ。唯タ不測ナル斗リ也。イカントモセンカタ無キ時、
修行スレハ、此ノ身ハ地水火風ニシテ四大ハ仮リ物ナリ。

心ト云フモノハ鏡ノ影ノ如ク、湯ニ立ツタルユケノ如シ。
木ヲ割テ見ヨ花ノアリカヲ。四大モ元ニ帰シ、見聞覺知
ヲ虛空法界ノ光明ニ帰シ、眼耳鼻舌身意ハ空王法界ノ性
ニシテ、全ク私シ無シト。本ニ帰シ、皆ナ元ニ帰セバ、
我レト云フ可キ物何レニ有ルゾ。皆ナ唯心法界也。我莫
シ。私シ莫シ。心莫シ。唯タ明ラカナルコト青天白日ノ
如シ。然レトモ此ノ青天白日モ心ヲ止ムルコト無ク、
段々修行シテ心性ヲ尋ネ、尋ネテ見ルト主人ノ心性ニ対
顔スルナリ。心性トテ、トラヘラル、所ハ実ノ心性ニ非
ズ。真実神ノ本体、本覚ノ如來ハ偽リノ無キ正直ノ信ニ
顯現シ玉フ。各々我見邪見彼我ノ見ヲフリ捨テ、神國
ニ生レシヲ喜ヒ、太平樂ハ皇上ノ御カゲト忘レ玉フナ。

教義二章弁 終